



福祉用具とはなにか ~その現状と今

兵庫県立身体障害者更生相談所
黒田 大治郎

車いすの化石

兵庫県の北部の街で開かれた、身体障害者巡回相談に介護者に付き添わってきた高齢障害者が希望したのは「車いすが古くなってしまったので、新しい車いすを交付してほしい」ということであった。

身体障害者更生相談所ではこれはごく普通にある車いす（補装具）の相談・判定の申し出であった。しかし、その身体障害者に車いすを処方した指導記録は町にも、身体障害者更生相談所にもなかったので「その使っていた車いすは何時ごろ交付されましたか」と尋ねると「さあ、確か昭和35年か6年ごろでした」という答えであった。まさかと思ったが「まだ、それを使っていたのですか」と重ねて聞くと「そうです。ずっとです。大きくて重いので運んでこれなかった。できたらもう少し軽いのがほしいのですが」という。

もちろん、その高齢障害者には希望どおりに新しい車いすが処方され、交付されることになった。また新しい車いすが届いたら、「古くなった」車いすを参考品としていただくことにもなった。

昭和26年に発行された「身体障害者福祉法／更生指導の手引き」（厚生省社会局編P300）に、当時身体障害者福祉法で交付される車いすのイラストが載っている。その一つに「手動運動車」（図1）というのがある。平成7年の初秋、約束

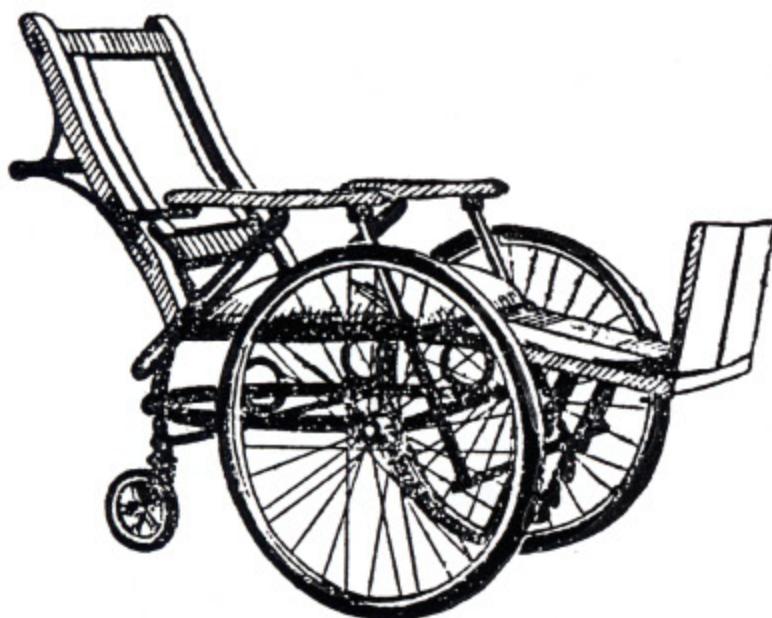
どおり届けられたものは、図1の「手動運動車」そのものであった。寸分違ないのである。全体は確かに傷みが酷く、針金で止めたり、板で補強している。色も剥げて、錆も相当であったが、つい先頃まで現役であったことは歴然としていた。

現代の車いすのように折りたたみ機構はないが、背もたれと足の支え（レッグレスト）を調整するとリクライニングする仕組みで、さらに乗り心地を良くするために座席を支える板バネ（サスペンション）が組み込まれ、いかにも大きく頑丈（ヘビーデューティー）である。

“生きた化石”といわれる生物がいるが、これは兵庫県の片隅から忽然とあらわれた“車いすの化石”である。しかし、この化石は35年間もその身体障害者の生活の支えとなってきたということでは、まさに「福祉」用具といえます。

車いすをはじめとして現代の「福祉用具」といわれる物が、いまから35年間「福祉用具」として使われ続けられるかどうかはわからない。生活感も価値観も大きく変わっていく中で、「福祉用具」観も随分と違ったものになっていくことは間違いない。しかしどんなに時代が変わっても、この身体障害者と“車いすの化石”との係わり方のなかに、「福祉用具」のありかたにかかる大事な部分があるように思えます。

「手動運動車」を製作したK商店の協力を得て早速、写真（図2）のようにこれが交付された当時の状態にリニューアルしていただいた。もう現役として活躍することはないが平成8年度に開設される兵庫県立福祉の街づくり工学研究所の「福祉用具展示場」で教材として活躍することになっている。



手動運動車

図1 昭和26年度
「身体障害者福祉法更生指導の手引」より



図2 平成7年10月 寄贈
昭和35年頃交付

後の展望～ その 1

福祉用具とは

「手動運動車」は、身体障害者の生活に欠かせない用具として使われてきた。そのことからこのような車いすのありようが「福祉用具」といわれると、何となく感覚的に「福祉用具」がわかったような気になる。しかし、改めて「福祉用具」とはなにかといわれて直ぐさま的確に答えられる者は、リハビリテーション専門家といえどもそうは多くない。

「福祉用具」とは平成5年4月26日に成立した「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」によって示された新たな概念である。これにより、これまでに明確な社会的規定なしに、リハビリテーションの分野ごとに用いられて、体系化されていなかった、補装具・日常生活用具・福祉機器・リハ機器・テクニカルエイドなどの概念と用語が、初めて図3のように関係づけられ、整理されたのである。

現在では福祉用具とは「心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある老人または心身障害者の日常生活の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」を総称するものである。

たださまざまに流通し、またつくり出される用具がどの福祉用具に当たるのか、福祉用具が身体障害者や高齢障害者の日常生活にどのようにかかわりどんな役割を果たすか、福祉用具にかかわる社会システム（特に法律や制度）はどのようにになっているのか、ということになるとまだまだ複雑で、分かりにくいのが実情である。

こうした福祉用具をめぐる法制度・製作供給システム・情報、研究開発などの現状と課題をテーマに解説することがこのシリーズの次号以下のねらいである。

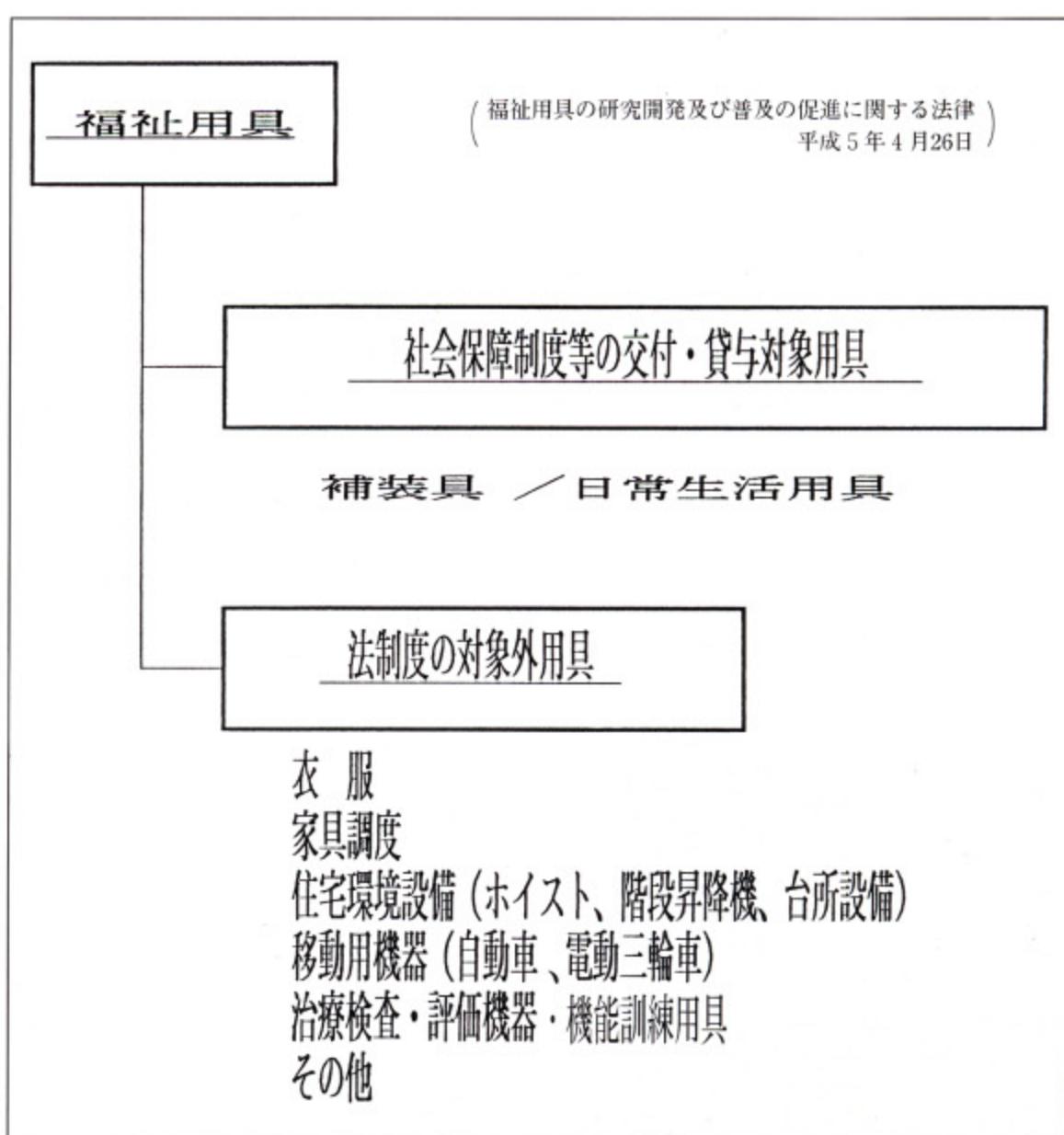


図3 福祉用具とは